

第11章 業務等共通仕様書

第1条 適用範囲

この共通仕様書は、国土交通省中部地方整備局が発注する業務等（以下「業務」という。）において、役務の提供を主とし、現場における業務のないものについて、適用する。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官をいう。
- 二 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 三 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第7条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
- 四 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の掌握及び作業員の指揮監督等を行う者で、契約書第8条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者とする。
- 五 「作業員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。
- 六 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 七 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 八 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 九 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 十一 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 十二 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第3条 一般的業務

管理技術者は、本仕様書及び特記仕様書で示された業務並びに必要に応じ調査職員が指示する業務の適正な履行を確保するため、直接業務に従事する作業員を指揮監督しなければならない。

第4条 作業員

作業員は、本業務等が十分果たし得る者とし、別紙により、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。作業員を変更したときも同様とする。

第5条 業務実施計画書

受注者は、下記の項目について記載した業務実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

- (1) 業務の内容、実施項目
- (2) 業務の実施体制
- (3) 業務の実施方法
- (4) 連絡方法、連絡体制
- (5) その他の業務実施上の必要となる事項

第6条 業務実施報告書

受注者は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、調査職員に月毎にとりまとめて提出するものとする。

- 1 実施した業務の内容
- 2 その他必要事項

第7条 業務完了時の提出書類

業務が完了した場合、前条に規定する業務実施報告書を一括整理して提出するものとする。

第8条 守秘義務

受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第9条 身分証明書

受注者は、別に定める身分証明証発行申請書を発注者に提出し、業務を行う作業員の身分証明書の発行を受けなければならない。

なお、作業員は身分証明証を携帯し業務にあたらなければならない。

第 10 条 業務内容

業務内容については、別途特記仕様書に定めるものとする。

第 11 条 書面での報告

各条にいう書面で調査職員に報告するとは、業務実施報告書によるものとする。

第 12 条 庁舎等の使用

- 1 作業員は、業務の履行に必要な庁舎、施設及び備品類等（以下「庁舎等」という。）を調査職員の指定した庁舎等に限り、使用できるものとする。
- 2 受注者は、前項により指定された庁舎等で業務の履行上不適当なものがある場合、又はあらたに必要とする庁舎等のある場合には、発注者に申し出ができる。
- 3 受注者は、庁舎等の使用にあたっては善良な管理者の注意義務をもって取り扱わなければならない。
- 4 受注者は、故意又は重大な過失により庁舎等をき損又は滅失したときは、発注者の指定する日時までに代品を納め、又は原状に復し若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は発注者と受注者が協議して決定するものとする。

第 13 条 光熱水料

この業務の履行にあたり、庁舎等において使用する光熱水料は発注者の負担とする。

第 14 条 疑義

受注者は業務の方針及び基準等に疑義を生じた場合は、発注者と協議し、明確にするものとする